参考資料１

警察における犯罪被害者等支援の取組

警察における犯罪被害者等支援の取組

　警察は、被害の届出、被疑者の検挙、被害の回復・軽減、再被害防止等の面で被害者と最も密接に関わり、被害者を保護する役割を担う機関であることから、大阪府警察本部では、平成９年12月に「被害者支援推進要綱」を制定し、被害者の視点に立った各種被害者支援活動の推進及び関係機関・民間団体等との連携による被害者支援を推進しています。

一般的な刑事事件の流れ

警　　　　　察

裁判所

検察庁

警察　検察庁

事件の発生

・警察へ連絡（110番通報・届出等）

・事情聴取

・証拠品の提出

・実況見分への立会い

捜査の開始

被疑者の特定

・警察による取調べ

・48時間以内に

検察官に送致

任意捜査

逮捕

検察官送致

・検察官による取調べ

・24時間以内に

裁判官へ勾留請求

（勾留　最長20日間）

任意捜査

勾留

処分決定

・検察審査会への審査申立て

　検察官の不起訴処分に対して告訴人・被害者遺族の方は審査の申立てができる

不起訴

起訴

略式命令請求

公判請求

・裁判の傍聴

・公判への出廷

　被疑者が起訴されると裁判が始まり、被害者が証人として出廷する場合がある

略式命令

裁判

判決

※　被疑者が、少年（20歳未満）である場合は、家庭裁判所に送致され、保護観察や少年院送致などの保護処分となります。家庭裁判所において刑事処分が相当であると判断された事件は、再び検察庁に戻され、検察庁で事件として刑事裁判所に起訴します。

被害者支援推進要綱

大阪府警察本部（平成９年12月制定）

第１　趣旨

この要綱は、警察が被害者（犯罪（犯罪に類する行為を含む。）による被害を受けた者及びその遺族をいう。以下同じ。）の視点に立った被害者のための各種活動（以下「被害者支援」という。）を推進するための基本的な方針を定めるものとする。

第２　被害者支援の基本

１　基本的な考え方

(１)　警察目的の達成

被害者の保護は、個人の権利及び自由を保護するという警察目的を達成するために当然行うべきものである。

(２)　捜査活動への被害者の協力の確保

被害者の利益を守り、捜査過程における被害者の第二次的被害（警察の捜査活動等によって、被害者に更なる精神的被害等の負担をかけることをいう。以下同じ。）を防止・軽減することは、捜査への被害者の協力を確保する上で、極めて重要な事項である。

(３)　捜査過程における被害者の人権の尊重

犯罪捜査における個人の基本的人権の尊重については、被疑者の人権だけでなく被害者の人権も当然に尊重されるべきものである。

２　推進上の基本的留意事項

(１)　被害者への対応の基本の遵守

被害者への対応に際しては、「被害者の安全を守るとともに、被害者に敬意と同情をもって接し、被害者の尊厳を傷つけない」という対応の基本を遵守すること。

(２)　被害者の要望への対応

被害者支援は、被害者の要望に合理的に対応する形で行い、被害者が何を望んでいるか、被害者に何が必要かを念頭において推進すること。

(３)　重点的な施策の推進

犯罪による直接的被害及びその後の第二次的被害の両面において大きな問題を抱えている身体犯の被害者、特に女性の性犯罪被害者及び殺人等に係る遺族の抱える問題への対応に重点を置くこととする。また、少年である被害者（以下「被害少年」という。）についても、その後の健全育成の観点から、被害者支援上の重要な対象とする。

(４)　関係機関・団体との連携

被害者の要望は多岐にわたることから、被害者支援に関わる機関・団体との連携を図り、実効性のある対策を推進すること。

第３　具体的施策の推進

１　被害者の支援

(１)　被害者への情報の提供

ア　「被害者の手引」の配布

被害者が必要とする情報を早期に包括的に教示し、併せて捜査活動についての協力を依頼するため、刑事手続の概要、被害者に役立つ公的機関及び民間団体の連絡先等を記載した「被害者の手引」を被害者に配布する。

なお、「被害者の手引」の配布要領については、「被害者の手引」の配布要領（業務マニュアル府民―６）に定めるとおりとする。

イ　被害者に対する連絡等の実施

事件を担当する捜査員が被害者が必要とする捜査状況等に関する情報を被害者に適切に提供するとともに、警察署地域課員が被害者宅を訪問し、被害の拡大防止等に関する情報の提供、相談の受理等を行う。

なお、被害者に対する連絡等の実施要領については、別に定める。

(２)　被害者の精神的被害の回復に対する支援

ア　被害者支援団体等に関する情報の提供

被害者が抱えている様々な問題の中でも、特に深刻な問題である精神的被害に対応するため、カウンセリング等による精神的被害の回復・軽減に向けた活動を行う機関・団体に関する情報を被害者に積極的に提供する。

イ　被害少年への支援体制の確立

犯罪の被害が少年に与える影響の緩和等を図るため、少年課少年育成室、警察署少年係等が連携を強化し、被害少年からの相談に対して積極的に対応するとともに、継続的なカウンセリングを実施するなど、被害少年の支援活動を推進する。

(３)　被害の補償・被害品の回復

ア　速やかな還付手続等の徹底

犯罪捜査、地域警察活動等において被害品の発見等に至った場合は、証拠品の適正な保管・管理を行い、早期還付手続による速やかな被害回復に努める。

イ　犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の

支援に関する法律等の適切な運用等

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）及び国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）の運用に関し、被害者の要望を踏まえ、迅速・適正な措置を執るとともに、府民応接センター及び事件を担当する本部所属又は警察署が連携し、公益財団法人犯罪被害救援基金の調査活動、被害者支援活動等に積極的に協力する。

ウ　暴力団犯罪に係る被害者に対する援助措置等の充実

暴力団員による暴力的要求行為の相手方に対する財産的被害回復のための援助を積極的に行うとともに、公益財団法人大阪府暴力追放推進センターが行う暴力団員による不当な行為に対する民事訴訟支援等について積極的に協力する。

２　捜査過程における被害者の第二次的被害の防止・軽減

(１)　犯罪捜査における被害者への対応の組織的改善

犯罪捜査における被害者への対応を組織的に適切に行うため、被害者への適切な対応を適正捜査の要素として位置付け、被害者支援の趣旨、被害者への対応の基本等を捜査員個々に教養し、その徹底を図る。

(２)　性犯罪捜査における指定女性捜査員による事情聴取等

の徹底

性犯罪の被害者の第二次的被害を防止・軽減するため、性犯罪の被害者からの事情聴取等は、原則として、別に定める指定女性捜査員が行うものとする。

(３)　性犯罪捜査指導官の設置

ア　性犯罪捜査を適正かつ強力に推進するため、捜査第一課に性犯罪捜査指導官を設置する。

イ　性犯罪捜査指導官は、捜査第一課管理官（性犯罪事件捜査担当）をもって充てる。

ウ　性犯罪捜査指導官は、性犯罪の被害者からの適切な事情聴取のための指導等、各警察署において行う性犯罪捜査に関する指導を行うものとする。

(４)　告訴・告発、被害届等の適切な受理

告訴・告発、被害届等の受理については、被害者の立場に立って誠実に対応する。

なお、犯罪としての立件措置が執れない事案についても、他の部門又は機関で対応した方が適切と思われるものについては、紹介等の必要な措置を執る。

３　被害者等の安全の確保

(１)　暴力団犯罪に係る被害者等の安全の確保

暴力団犯罪に係る被害者、参考人及び関係者の安全を確保するため、緊急通報装置等必要な装備資器材を活用して保護対策の充実を図る。また、暴力団の被害に関する相談に的確に対応するとともに、公益財団法人大阪府暴力追放推進センターが行う相談業務の円滑な運営に積極的に協力する。

(２)　再被害の防止

被害者が同一の加害者から再び被害を受けること（以下「再被害」という。）を防止するため、必要な対策を的確に講ずる。

なお、再被害を防止するための対策については、別に定める。

(３)　女性による被害相談体制の強化

女性の被害者からの警察への相談を容易にし、被害者の安全の確保及び被害の拡大防止を図るため、女性警察官を活用するなどして女性による被害相談体制を強化する。

(４)　生活安全情報の提供

被害の予防、拡大防止等に関する情報の提供はもちろん、犯罪に至らない事案についても、地域住民の要望に応じた各種情報の積極的な提供を行う。

４　関係機関・団体とのネットワークの構築

被害者支援にかかわる機関・団体と連携して、被害者の要望にこたえる体制を整備し、実効性のある被害者支援を推進するため、警察署単位に被害者支援協議会を設置する。

５　所属職員に対する指導教養の徹底

所属長は、所属職員に対し、被害者支援の基本原則についての指導教養を推進し、その徹底を図る。

警察における被害者支援制度

　　警察では、被害者等への情報提供を行うとともに、精神的・経済的負担を軽減するため、被害者等の視点に立った各種施策の推進に努めています。

**１　情報の提供**

○　被害者の手引の配布

刑事手続の概要、捜査への協力のお願い、被害者等が利用できる制度、各種相談機関・窓口等、被害者等にとって必要な情報を盛り込んだ「被害者の手引」を作成し配布しています。

○　被害者連絡制度

殺人、性犯罪、重大な交通事故事件等の身体的・精神的被害の大きい被害者や遺族等に対して、その要望に応じて捜査状況・検挙状況・処分状況等の情報提供を行うほか、被害者等の希望によりパトロールや訪問・連絡活動を実施しています。

**２　被害者等の精神的負担軽減**

○　被害者支援班制度

精神的被害の大きい被害者等の実情に即した支援活動を組織的に実施するため、あらかじめ各警察署等で支援要員を指定し、支援活動を行っています。

○　被害者等カウンセリング制度

被害後の精神的危機状態にある性犯罪被害者や身体犯被害者等に対して、警察職員や民間の専門カウンセラー等によるカウンセリングを行っています。

○　民間被害者相談員制度

被害者支援に取り組む民間のボランティア団体（大阪府公安委員会指定犯罪被害者等早期援助団体「認定ＮＰＯ法人大阪被害者支援アドボカシーセンター」）と連携し、被害者の相談や付添い等、民間団体ならではの支援活動により、被害者の精神的被害の軽減・回復を図っています。

○　大阪弁護士会による支援制度

法律相談を必要とする被害者やその親族が速やかに弁護士による支援を受けることができるよう、警察から弁護士会へ必要な情報を提供するなど、効果的かつ円滑な被害者支援を図っています。

**３　被害者等の経済的負担軽減**

○　身体犯被害者に係る診断書料及び初診料の支出制度

重傷を負った身体犯被害者（性犯罪・交通事故事件の被害者を除く。）に対して、医療機関での診察に係る初診料及び診断書料を公費で支出しています。

○　性犯罪被害者に係る診断費用等の支出制度

性犯罪被害者に対して、医療機関での診察に係る費用（初診料、検査費用、緊急避妊費用、中絶費用、診断書料）を公費で支出しています。

○　司法解剖等に係る死体検案書料の支出制度

司法解剖等を実施した遺体を遺族に引き渡すときに、遺族が支払った死体検案書料１通分を公費で支出しています。

○　解剖後の遺体搬送に要する費用の支出制度

司法解剖等を実施した遺体について、司法解剖等を行った場所又は警察署等から、遺族の希望する場所までの搬送費用(他府県に搬送する場合は大阪府内の走行分に限る。)等を公費で支出しています。

○　被害者等の一時避難に係る宿泊費用の支出制度

自宅が犯罪の現場となる等したために、引き続き自宅に居住することが困難になった被害者及びその同居の親族が、宿泊施設に一時避難するために要する宿泊費用の一部を公費で支出しています。

○　ハウスクリーニング費用の支出制度

自宅が殺人等の致死に至る犯罪の現場となった場合、汚損された自宅（持ち家であって、遺族が引き続き居住する場合に限る。）の清掃等に要する費用の一部を公費で支出しています。

○　遺体修復に要する費用の支出制度

故意の犯罪行為等により死亡した被害者のうち、司法解剖を実施した遺体について、遺族が負担した切開痕等の修復費用の一部を公費で支出しています。

　※　上記は大阪府警察における被害者支援施策の一部です。詳しくは、事件を取り扱った警察署までお問い合わせください。

犯罪被害給付制度

＜給付制度の概要＞

|  |  |
| --- | --- |
| 対象となる犯罪被害 | 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる犯罪行為（過失犯を除く。）による死亡、重傷病又は障害をいいます。 |
| 給付金の支給が受けられる被害者又は遺族の資格 | ・　日本国籍を有する人又は日本国内に住所を有する人・　外国籍の人であっても当該被害の原因となった犯罪行為が行われた時において日本国内に住所を有していた人については、支給の対象となります。 |
| 給付金の種類 | （１）　遺族給付金・　支給を受けられる人は、亡くなられた犯罪被害者の遺族の方です。 ・　支給を受けられる遺族の範囲と順位は、原則として次のとおりです。　①配偶者　②子　③父母　④孫　⑤祖父母　⑥兄弟姉妹　　　（注）：被害当時の生活状況によって順位は変わります。（２）　重傷病給付金・　支給を受けられる人は、犯罪被害者本人です。・　「重傷病」とは、負傷等の療養期間が１か月以上で、かつ３日以上の入院を要するものです。 ※精神疾患（ＰＴＳＤ等）である場合は、療養の期間が１か月以上で、かつ、その症状の程度が３日以上労務に服することができない程度であることが要件となります。・　負傷等の日から３年間における保険診療による医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額を合算した額が上限120万円までの範囲で支給されます。（３）　障害給付金・　支給を受けられる人は、犯罪被害者本人です。・　「障害」とは、負傷又は疾病が治った時（その症状が固定したときを含む。）における身体上の障害で、障害等級第１級から第14級に該当する程度をいい、具体的には国家公安委員会規則で定められています。・　自治体等が発行する「身体障害者手帳」の基準等級とは異なります。 |
| 給付金の算定方法 | 給付金の額は、犯罪被害者の年齢や勤労による収入の額等に基づいて算定されます。 |
| 給付金の減額、調整 | 犯罪による被害でも次のような場合には、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。・　犯罪被害者と加害者との間に、親族関係があるとき・　犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき又は容認したとき・　犯罪被害について、犯罪被害者に不注意又は不適切な行為があったとき・　犯罪被害者と加害者との関係（金銭関係や男女関係のトラブルなど）その他の事情からみて、給付金を支給することが社会通念上適切でないと認められるときまた、労災保険や自賠責保険などの公的補償を受けた場合や加害者等から損害賠償を受けた場合には、その額と給付金は調整されます。 |
| 申請の期限 | ・　給付金の申請は、犯罪行為による死亡、重傷病又は障害の発生を知った日から２年を経過したとき、又は当該死亡、重傷病又は障害が発生した日から７年を経過したときはすることができません。・　ただし、加害者により体の自由を不当に拘束されていたなど、やむを得ない理由により、この期間内に申請することができなかった場合は、その理由のやんだ日から６か月以内に限り、申請することができます。 |
| 申請先 | 給付金の支給を受けようとする人は、住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請を行う必要があります。申請の受付は、警察本部又は警察署において犯罪被害給付事務担当者が行います。＜問合せ先＞大阪府警察本部　府民応接センター犯罪被害者等支援室　支援第三係（代表）06-6943-1234 |

国外犯罪被害弔慰金等支給制度

＜国外犯罪被害弔慰金等支給制度の概要＞

|  |  |
| --- | --- |
| 国外犯罪被害弔慰金等の制度 | この制度は、国外において行われた故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた日本国民の遺族又は障害が残った日本国民に対し、国から弔慰金・見舞金を支給する制度です。 |
| 弔慰金等の支給が受けられる被害者の要件 | 　日本国籍を有する者のみ（日本国籍を有する者であっても、日本以外の土地に生活の本拠を有し、かつ、当該地に永住する者を除く。） |
| 弔慰金等の種類・支給額等 | 1. 国外犯罪被害弔慰金（死亡した場合、遺族に対して支給するもの）

・　被害者一人当たり合計200万円（一律） ・　支給を受けられる人は、亡くなられた国外犯罪被害者の第一順位遺族となる人です。（第一順位遺族が複数いる場合は按分。）・　第一順位遺族の範囲と順序は、次のとおりです。①　配偶者　②子　③父母　④孫　⑤祖父母　⑥兄弟姉妹（日本国籍を有する方または日本に住所がある方に限ります。） 　　（注）：被害当時の生活状況によって順位は変わります。1. 国外犯罪被害障害見舞金（重障害の場合）

・　被害者一人当たり100万円（一律）・﷒障害が残った場合、被害者本人に対して支給するもの。・　「障害」とは、負傷又は疾病が治ったとき（その症状が固定したときを含みます。）における精神又は身体の障害で、具体的には法律で定められています。 |
| 国外犯罪被害弔慰金等が支給されない場合 | ・　国外犯罪被害弔慰金等は、親族間犯罪や国外犯罪被害者にも原因がある場合などには、支給されないことがあります。・　また、国外犯罪被害者が業務に従事していたことにより支給される給付金等の支給を受けた場合は、国外犯罪被害弔慰金等は支給されません。 |
| 申請の期限 | ・　申請は、当該国外犯罪被害の発生を知った日から２年を経過したとき、又は当該国外犯罪被害が発生した日から７年が経過したときはできません。・　ただし、やむを得ない理由により期間を経過する前に申請をすることができなかったときは、その理由のやんだ日から６か月以内に限り、申請することができます。 |
| 申請先 | 国外犯罪被害弔慰金等の支給を受けようとする人は、日本国内の住居地（日本国内に住所を有さない場合は本籍地等）を管轄する都道府県公安委員会に支給の申請（日本国外の居住者は領事館経由可）をしなければなりません。申請の受付は、警察本部において国外犯罪被害弔慰金等事務担当者が行います。＜問合せ先＞大阪府警察本部　府民応接センター　 犯罪被害者等支援室　支援第三係 （代表）06-6943-1234 |

※大阪府警察では、被害者等の個人情報を厳守しておりますので、安心してご相談ください。

関係機関・団体等の連携

**１　大阪府被害者支援会議**

　　　被害者支援は広範・多岐にわたるため、平成９年11月に、被害者支援に係る機関・団体による「大阪府被害者支援会議」を設立し、関係機関・団体との連携を図っています。（36機関・団体が参画）

＜事務局＞

警察本部総務部府民応接センター

＜活動内容＞

・被害者支援に関する情報交換

・被害者支援に関する連携協力

・被害者支援に関する調査・研究

・被害者支援に関する広報・啓発

・その他、被害者支援の目的を達成するために必要な活動

関係機関・団体等とのネットワーク

認定ＮＰＯ法人

大阪被害者支援アドボカシーセンター

○大阪府警察本部（副会長兼事務局）

○大阪府（副会長）

○大阪市

○堺市

○大阪地方検察庁

○大阪保護観察所

○大阪弁護士会

○国土交通省近畿運輸局

○日本司法支援センター

○大阪府医師会

○大阪産婦人科医会

○大阪府臨床心理士会

○関西いのちの電話

〇関西カウンセリングセンター

○交通事故紛争処理センター

○大阪府暴力追放推進センター

○大阪府防犯協会連合会

○大阪府交通安全協会

○大阪府男女共同参画推進財団

○日本ＤＭＯＲＴ

○自動車事故対策機構大阪主管支所

○第五管区海上保安本部

○第五管区海上保安本部

大阪海上保安監部

○第五管区海上保安本部

関西空港海上保安航空基地

○大阪刑務所

○浪速少年院

**２　被害者支援協議会**

警察署ごとに地区の実情に応じて、司法、行政、医療等の被害者支援に関係する機関・団体が相互に連携・協力し、被害者のニーズに応じた支援活動を推進するため、被害者と直接向き合う警察署を中心として被害者支援協議会が設置されています。（66署59協議会）

＜活動内容＞

・被害者支援に関する情報交換

・被害者支援に関する連携協力

・被害者支援に関する広報・啓発

・その他、被害者支援の目的を達成するために必要な活動

各種被害相談窓口

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 名称 | 相談電話番号 | 相談概要 | 受付時間等 |
| 警察相談室（大阪府警察本部） | #911006(6941)0030 | 警察への意見・要望や事件事故等に関する相談 | 24時間対応 |
| 警察相談所（警察署） | 各警察署（次ページ参照） |
| グリーンライン（少年相談） | 06(6944)7867 | 少年からの相談及び家族、地域住民等からの少年非行等に関する相談 | 月曜日～金曜日　９:00～17:45土・日・祝日及び年末年始を除く |
| ストーカー110番 | 06(6937)2110 | ストーカー被害に関する相談 | 24時間対応 |
| 悪質商法110番 | 06(6941)4592 | 悪質商法、高金利融資その他悪質業者に関する相談や情報の受付 | 24時間対応 |
| サイバー犯罪相談 | 大阪府警察ホームページから受付（トップページ＞相談窓口＞各種相談窓口） | サイバー犯罪に関する相談 | （緊急の場合は110番） |
| 性犯罪被害110番 | 1. 0120（548）110
2. #8103

※②にﾀﾞｲﾔﾙすると、発信場所を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話に繋がります。大阪府外から大阪府警察へ相談したい場合は①へお電話ください。 | 性犯罪被害に関する相談 | 24時間対応 |
| 暴力団・拳銃110番 | 06(6941)1166 | 暴力団犯罪、拳銃等に関する相談及び情報の受付 | 24時間対応 |
| 列車内ちかん被害相談 | 06(6885)1234 | 列車内や駅構内でのちかん被害の相談 | 24時間対応 |

#### 警察署一覧　＜計66署＞被害者支援担当／総務課　広聴相談係

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 名　　称 | 電話番号 | 所在地 | 最寄駅 |
| 大淀警察署 | 06-6376-1234 | 北区中津１-５-25 | Osaka Metro中津駅 |
| 曽根崎警察署 | 06-6315-1234 | 北区曽根崎２-16-14 | Osaka Metro・阪急・阪神梅田駅、ＪＲ大阪駅 |
| 天満警察署 | 06-6363-1234 | 北区西天満１-12-12 | 京阪中之島線なにわ橋駅、Osaka Metro北浜駅、淀屋橋駅、京阪本線淀屋橋駅、北浜駅 |
| 都島警察署 | 06-6925-1234 | 都島区都島北通１-７-１ | Osaka Metro都島駅 |
| 福島警察署 | 06-6465-1234 | 福島区吉野３-17-19 | Osaka Metro野田阪神駅、ＪＲ環状線・阪神野田駅、ＪＲ東西線海老江駅 |
| 此花警察署 | 06-6466-1234 | 此花区春日出北１-３-１ | 大阪シティバス春日出、ＪＲ環状線西九条駅 |
| 東警察署 | 06-6268-1234 | 中央区本町１-３-18 | Osaka Metro堺筋本町駅、大阪シティバス本町１丁目 |
| 南警察署 | 06-6281-1234 | 中央区東心斎橋１-５-26 | Osaka Metro長堀橋駅 |
| 西警察署 | 06-6583-1234 | 西区川口２-６-３ | Osaka Metro阿波座駅、大阪シティバス川口１丁目 |
| 港警察署 | 06-6574-1234 | 港区市岡１-６-22 | ＪＲ環状線、Osaka Metro弁天町駅 |
| 大正警察署 | 06-6555-1234 | 大正区小林東３-４-21 | 大阪シティバス小林(大正警察署前) |
| 天王寺警察署 | 06-6773-1234 | 天王寺区六万体町５-８ | Osaka Metro四天王寺前夕陽ヶ丘駅 |
| 浪速警察署 | 06-6633-1234 | 浪速区日本橋５-５-11 | Osaka Metro恵美須町駅・動物園前駅、ＪＲ環状線新今宮駅、南海本線新今宮駅、南海高野線今宮戎駅、阪堺線恵美須町駅 |
| 西淀川警察署 | 06-6474-1234 | 西淀川区千舟２-６-24 | 阪神バス御幣島、ＪＲ東西線御幣島駅 |
| 淀川警察署 | 06-6305-1234 | 淀川区十三本町３-７-27 | 阪急十三駅 |
| 東淀川警察署 | 06-6325-1234 | 東淀川区豊新１-６-18 | 阪急京都線上新庄駅 |
| 東成警察署 | 06-6974-1234 | 東成区大今里西１-25-15 | Osaka Metro今里駅、大阪シティバス今里 |
| 生野警察署 | 06-6712-1234 | 生野区勝山北３-14-12 | 大阪シティバス生野区役所前 |
| 旭警察署 | 06-6952-1234 | 旭区中宮１-４-１ | 大阪シティバス旭警察署、ＪＲおおさか東線城北公園通駅 |
| 城東警察署 | 06-6934-1234 | 城東区中央１-９-41 | Osaka Metro蒲生四丁目駅、大阪シティバス蒲生４丁目 |
| 鶴見警察署 | 06-6913-1234 | 鶴見区諸口６-１-１ | Osaka Metro横堤駅、大阪シティバス・近鉄バス鶴見区役所前 |
| 阿倍野警察署 | 06-6653-1234 | 阿倍野区阿倍野筋５-13-５ | 阪堺上町線松虫駅、Osaka Metro阿倍野駅、大阪シティバス阿倍野筋５丁目 |
| 住之江警察署 | 06-6682-1234 | 住之江区新北島３-１-57 | Osaka Metro住之江公園駅、大阪シティバス住之江公園 |
| 住吉警察署 | 06-6675-1234 | 住吉区東粉浜３-28-３ | 阪堺電軌阪堺線・上町線住吉駅、南海本線粉浜駅、住吉大社駅 |
| 東住吉警察署 | 06-6697-1234 | 東住吉区東田辺２-11-39 | ＪＲ阪和線南田辺駅、Osaka Metro駒川中野駅、近鉄南大阪線針中野駅 |
| 平野警察署 | 06-6769-1234 | 平野区喜連西６-２-51 | Osaka Metro喜連瓜破駅、大阪シティバス喜連西池前 |
| 西成警察署 | 06-6648-1234 | 西成区萩之茶屋２-４-２ | ＪＲ環状線新今宮駅、阪堺電軌阪堺線今池駅、Osaka Metro動物園前駅 |
| 大阪水上警察署 | 06-6575-1234 | 港区海岸通１-５-１ | Osaka Metro大阪港駅、大阪シティバス大阪港 |
| 高槻警察署 | 072-672-1234 | 高槻市野見町２-４ | 阪急京都線高槻市駅、ＪＲ東海道本線（京都線）高槻駅 |
| 茨木警察署 | 072-622-1234 | 茨木市中穂積１-６-38 | ＪＲ東海道本線（京都線）茨木駅、阪急京都線茨木市駅 |
| 摂津警察署 | 06-6319-1234 | 摂津市南千里丘４-39 | 阪急京都線摂津市駅、大阪モノレール摂津駅 |
| 吹田警察署 | 06-6385-1234 | 吹田市穂波町13-33 | 阪急千里線吹田駅、ＪＲおおさか東線南吹田駅 |
| 豊能警察署 | 072-737-1234 | 豊能郡能勢町地黄650-４ | 能勢電鉄妙見口駅、阪急バス豊能警察署前 |
| 箕面警察署 | 072-724-1234 | 箕面市箕面５-11-35 | 阪急箕面線箕面駅 |
| 池田警察署 | 072-753-1234 | 池田市大和町１-１ | 阪急宝塚線池田駅 |
| 豊中警察署 | 06-6849-1234 | 豊中市南桜塚３-４-11 | 阪急宝塚線岡町駅、曽根駅 |
| 豊中南警察署 | 06-6334-1234 | 豊中市庄内西町５-１-10 | 阪急宝塚線庄内駅 |
| 堺警察署 | 072-223-1234 | 堺市堺区市之町西１-１-17 | 南海本線堺駅、阪堺電軌阪堺線大小路駅 |
| 北堺警察署 | 072-250-1234 | 堺市北区新金岡町１-１-１ | 南海バス北堺警察署前、Osaka Metro新金岡駅 |
| 西堺警察署 | 072-274-1234 | 堺市西区鳳東町４-388 | ＪＲ阪和線鳳駅 |
| 中堺警察署 | 072-242-1234 | 堺市中区深井沢町2470-17 | 泉北高速鉄道深井駅 |
| 南堺警察署 | 072-291-1234 | 堺市南区桃山台２-２-１ | 泉北高速鉄道栂・美木多駅 |
| 高石警察署 | 072-265-1234 | 高石市羽衣４-２-23 | 南海本線羽衣駅 |
| 泉大津警察署 | 0725-23-1234 | 泉大津市田中町２-12 | 南海本線泉大津駅  |
| 和泉警察署 | 0725-46-1234 | 和泉市伯太町２-１-７ | ＪＲ阪和線和泉府中駅 |
| 岸和田警察署 | 072-439-1234 | 岸和田市作才町１-１-36 | 南海本線岸和田駅、ＪＲ阪和線東岸和田駅 |
| 貝塚警察署 | 072-431-1234 | 貝塚市海塚167 | 南海本線貝塚駅 |
| 関西空港警察署 | 072-456-1234 | 泉南郡田尻町泉州空港中１ | 南海空港線関西空港駅、ＪＲ関西空港線関西空港駅 |
| 泉佐野警察署 | 072-464-1234 | 泉佐野市上町２-１-１ | 南海本線泉佐野駅 |
| 泉南警察署 | 072-471-1234 | 阪南市尾崎町70 | 南海本線尾崎駅 |
| 羽曳野警察署 | 072-952-1234 | 羽曳野市誉田４-２-１ | 近鉄南大阪線古市駅 |
| 黒山警察署 | 072-362-1234 | 堺市美原区小平尾377-２ | 南海高野線初芝駅から南海バス船戸下、近鉄南大阪線河内松原駅から近鉄バス平尾道 |
| 富田林警察署 | 0721-25-1234 | 富田林市常盤町２-７ | 近鉄長野線富田林西口駅 |
| 河内長野警察署 | 0721-54-1234 | 河内長野市西之山町６-１ | 南海高野線・近鉄長野線河内長野駅、南海バス河内長野警察署前 |
| 枚岡警察署 | 072-987-1234 | 東大阪市桜町１-８ | 近鉄奈良線瓢箪山駅 |
| 河内警察署 | 072-965-1234 | 東大阪市稲葉１-７-１ | 近鉄奈良線河内花園駅 |
| 布施警察署 | 06-6727-1234 | 東大阪市下小阪４-１-48 | 近鉄奈良線八戸ノ里駅 |
| 八尾警察署 | 072-992-1234 | 八尾市高町３-18 | ＪＲ関西本線（大和路線）八尾駅、近鉄大阪線近鉄八尾駅 |
| 松原警察署 | 072-336-1234 | 松原市阿保１-２-26 | 近鉄南大阪線河内松原駅 |
| 柏原警察署 | 072-970-1234 | 柏原市古町２-９-９ | ＪＲ関西本線（大和路線）柏原駅、近鉄大阪線安堂駅、近鉄道明寺線柏原南口駅 |
| 枚方警察署 | 072-845-1234 | 枚方市大垣内町２-16-８ | 京阪本線枚方市駅、京阪交野線宮之坂駅 |
| 交野警察署 | 072-891-1234 | 交野市倉治１-40-１ | ＪＲ片町線（学研都市線）津田駅 |
| 寝屋川警察署 | 072-823-1234 | 寝屋川市豊野町26-26 | 京阪本線寝屋川市駅 |
| 四條畷警察署 | 072-875-1234 | 大東市深野３-28-１ | ＪＲ片町線（学研都市線）野崎駅 |
| 門真警察署 | 06-6906-1234 | 門真市柳町13-14 | 京阪本線門真市駅 |
| 守口警察署 | 06-6994-1234 | 守口市京阪本通２-６-10 | 京阪本線守口市駅、Osaka Metro守口駅 |